

広島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
呉市警固屋八丁目二九二番一地先から 呉市警固屋八丁目二九二番一地先まで	旧	六・七〇 七・五〇	一〇七・〇〇		
	新	六・八〇 八・九〇	一〇七・〇〇	拡幅	